

2022 年 3 月 1 日

各 位

株 式 会 社 北 都 銀 行

北都銀行、秋田銀行、秋田信用金庫、羽後信用金庫、秋田県信用組合による 相続手続きの共通化について

株式会社北都銀行（頭取 伊藤 新）、株式会社秋田銀行（頭取 新谷 明弘）秋田信用金庫（理事長 菅原 浩）、羽後信用金庫（理事長 池田 秀）および秋田県信用組合（理事長 北林 貞男）は、お客さまの負担軽減への取組みの一環として、下記のとおり、預金などの相続手続きの取扱いを共通化することとしましたのでお知らせいたします。

記

1. 開始日

2022 年 4 月 1 日（金）

2. 共通化の背景

高齢化社会の進展により、今後相続手続きの増加が予想されるなか、相続手続きにおいては金融機関ごとに書類の記入方法やご提出いただく確認書類が異なるなどの課題がありました。

このたび、秋田県内 5 金融機関において相続手続きにおける提出書類や書式を統一することにより、お客さまの負担軽減につながるものと考え、取扱いの共通化をはかりました。

3. 共通化の概要

- (1) お客さまからご記入いただく「相続手続依頼書」の書式の共通化
- (2) お客さまからご提出いただく確認書類の共通化

(注) 本件は相続手続きを共同で行うものではなく、書類などのご提出は金融機関ごとに必要となります。また、被相続人さまのお取引内容によっては手続きが一部相違する取扱いもございます。

以 上

《本件に関する問い合わせ先》

事務管理室（担当：建部）018-837-1821